

福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル

目 次

第1	総則	
1	目的	1
2	責務	1
3	危機事象の定義	1
第2	予防対策	
1	予防対策の実施	2
2	各種一覧の作成	3
3	ツキノワグマ出没対策連絡会の開催	3
第3	応急対策	
1	情報の把握・報告・提供	4
2	人身被害防止対策	4
3	ツキノワグマ出没対策会議の開催	5
4	ツキノワグマ出没県警戒本部の設置	5
第4	事後対策	
1	安全性の確認	6
2	再発防止対策	6
3	マニュアルの見直し	6
第5	資料	
1	ツキノワグマが出没した場合の対応について（別紙1）	7
2	予防対策における対応体制（別紙2）	8
3	応急対策における対応体制（別紙3）	9
4	ツキノワグマ出没対策連絡会開催要領（別紙4）	10
5	ツキノワグマ出没対策会議開催要領（別紙5）	12
6	ツキノワグマ出没警戒本部設置要領（別紙6）	14
7	自然環境課危機対策責任者等代行順位一覧	16
8	平成27年度 クマ対策連絡先一覧	17
9	様式	18

第1 総則

1 目的

このマニュアルは、福井県危機対策基本指針に基づき、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）による人身被害を防止・軽減するために県が構すべき措置等について明示することを目的とする。

2 責務

県、警察および市町は、協力・連携して次の対策を行う。

- (1) クマによる人身被害の発生を避けるため、平常時から、県民に対し注意喚起と防除対策の実施を呼びかける。
- (2) クマが出没した場合には、迅速な情報収集・情報提供を行うとともに、人身被害を防止し軽減するため、出没状況に応じた防除対策の徹底・強化ならびに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくクマの有害鳥獣捕獲（以下、「クマの捕獲」という。）を実施する。

なお、人身被害のおそれがあるときのクマの捕獲許可については、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条（別表8第1項）の規定により市町長が行う。

3 危機事象の定義

- (1) クマの出没状況等に応じた適切な対策を実施するため、出没地域や状況の程度を下表の4段階に区分する。

区分	出没地域・状況	備考
出没レベル1	通常は人間活動が見られない奥山等で、個体や痕跡が確認された場合または人身被害が発生した場合	・ 予防対策
出没レベル2	活発な人間活動が見られない山里周辺で、個体や痕跡が確認された場合または人身被害が発生した場合	・ 同上
出没レベル3	活発な人間活動が見られる山里・農村部・市街地などで、単発的に個体や痕跡が確認され、人身被害発生の危険性が高い場合または人身被害が発生した場合	・ 同上
出没レベル4 (危機事象)	出没が広域にわたって同時期に多発し、かつ、活発な人間活動が見られる山里・農村部・市街地などで、連続的に個体や痕跡が確認され、人身被害発生の危険性が高い場合または人身被害が発生した場合	・ 応急対策

- (2) このマニュアルの対象とする危機事象とは、前項の出没レベル4の状況とする。

第2 予防対策

1 予防対策の実施

県は、平常時および出沒レベル1から3の出沒状況については、次の措置を講じ、別紙1「ツキノワグマが出沒した場合の対応について」および別紙2「予防対策における対応体制」に基づいた防除対策の実施に努める。

(1) 自然環境課

- ア 自然環境課は、平常時から、市町を通して県民へクマに対する注意喚起、防除対策の実施およびクマの出沒に関する情報の提供を呼びかける。
- イ 自然環境課は、市町および農林総合事務所等出先機関からクマの出沒情報の報告を受けた場合には、県民に対し適切に情報提供を行う。
また、出沒した市町以外の市町に対し情報提供を行う。
- ウ 自然環境課は、クマの出沒が確認された場合には、市町に対し防除対策を徹底するよう指導する。
また、市町に対し、必要に応じて捕獲隊および関係機関（自然保護センター、警察署）と連携し、クマの捕獲を実施するよう指導する。
なお、出沒状況が出沒レベル3の場合には、さらに、市町に対し、必要に応じて関係機関（自然環境課、自然保護センター、警察署）との連携体制を整え、防除対策をとるよう指導する。
- エ 自然環境課は、人身被害が発生した場合には、市町に対し捕獲隊および関係機関（自然保護センター、警察署）と連携し、クマの捕獲を実施するよう指導する。（出沒レベル1の場合を除く。）
また、県民に対し防除対策の徹底の呼びかけを行う。
- オ 自然環境課は、人身被害が発生した場合には、安全環境部長へ報告するものとする。（様式1）
- カ 自然環境課は、人身被害が発生した市町以外の市町に対し、情報提供を行うとともに防除対策の徹底を呼びかける。（様式2、4）
- キ 自然環境課は、人身被害が発生した場合には、人身被害発生に関連する情報について、適宜、報道機関に対し情報提供を行う。（様式3、5）

(2) 自然保護センター

- ア 自然保護センターは、市町からクマの捕獲について麻酔措置等の技術的な協力要請があった場合には、速やかに協力を行う。
- イ 自然保護センターは、クマの生態や生息環境に関する調査、出沒の因果関係の研究を行い、調査研究結果について県民、市町に情報提供する。

(3) 農林総合事務所等出先機関

農林総合事務所等出先機関は、所管する市町においてクマの出没情報を入手した場合には、自然環境課に情報提供する。

2 各種一覧の作成

自然環境課は、年度当初に以下の事項について一覧を作成する。

(1) 責任者不在時の代行順位一覧

(2) 関係機関等の連絡先一覧

3 ツキノワグマ出没対策連絡会の開催

自然環境課は、関係部局、県警、市町を対象に、ツキノワグマ出没対策連絡会（以下、「連絡会」という。）を年1回以上開催し、クマによる人身被害防止のための体制・対策について確認する。（別紙4「ツキノワグマ出没対策連絡会開催要領」）

第3 応急対策

県は、出沒レベル4の出沒状況については、次の措置を講じ、別紙1「ツキノワグマが出沒した場合の対応について」および別紙3「応急対策における対応体制」に基づいた防除対策の実施に努める。

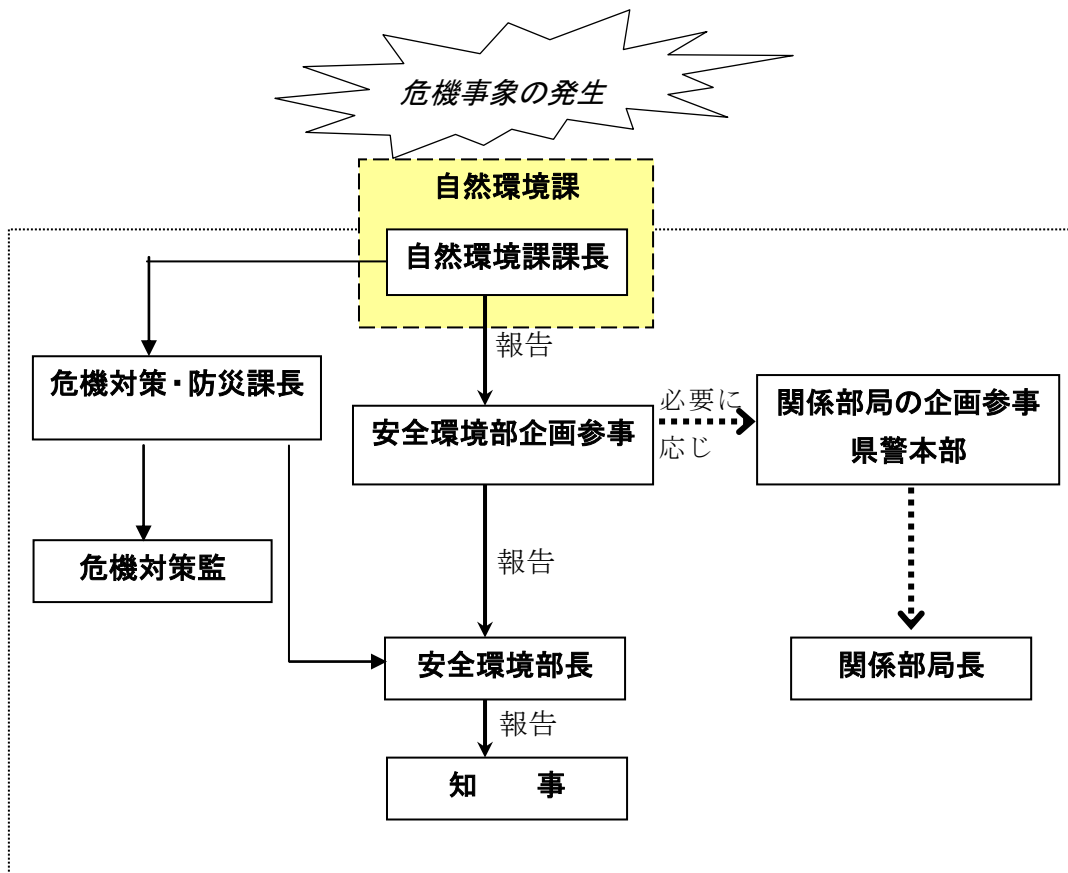
1 情報の把握・報告・提供

(1) 自然環境課

ア 自然環境課は、危機事象が発生した場合は、県民に対し情報提供を行うとともに注意喚起を促す。

また、全市町に対し情報提供を行う。

イ 自然環境課は、危機事象が発生した場合は、直ちに以下の流れで庁内の伝達・報告を行う。



ウ 自然環境課は、危機事象が発生した場合は、危機事象発生に関連する情報について、報道機関に対し情報提供を行う。

エ 自然環境課は、人身被害が発生した場合には、第2 予防対策 1 予防対策の実施 (1) 自然環境課 エ～キまでと同じ対応を行う。

2 人身被害防止対策

(1) 自然環境課

ア 自然環境課は、危機事象の対象となっている市町（以下、「危機事象

対象市町」という。) に対し、防除対策を強化するとともに、直ちに捕獲隊および関係機関（自然保護センター、警察署）と連携し、クマの捕獲を迅速に実施するよう指導する。

また、当該市町に対し、必要に応じて関係機関（自然環境課、自然保護センター、警察署、農林総合事務所等出先機関）との連携体制を強化し、防除対策をとるよう指導する。

イ 自然環境課は、県民に対し防除対策の徹底を呼びかける。

ウ 自然環境課は、必要に応じ、危機事象対象市町以外の市町に対し、防除対策を強化するよう指導する。

(2) 自然保護センター

自然保護センターは、市町からクマの捕獲について麻酔措置等の技術的な協力要請があった場合には、速やかに協力を行う。

(3) 農林総合事務所等出先機関

農林総合事務所等出先機関は、市町から防除対策の強化のため、パトロール等の協力要請があった場合には、速やかに協力を行う。

3 ツキノワグマ出没対策会議の開催

(1) 自然環境課は、危機事象が発生した場合は、必要に応じ、安全環境部長の指示に基づいて、関係部局および県警で構成する、福井県ツキノワグマ出没対策会議（以下、「県対策会議」という。）を開催する。

(2) 県対策会議は、危機事象の発生時におけるクマによる人身被害の発生を防止するための対策等について検討する。（別紙5「ツキノワグマ出没対策会議開催要領」参照）。

なお、県対策会議の責任者が不在の場合は、危機対策基本指針に基づき、職務代理者を決定し、対策を検討する。

4 ツキノワグマ出没県警戒本部の設置

(1) 自然環境課は、危機事象が深刻化するおそれがある場合には、必要に応じ、知事の指示に基づいて、関係部局および県警で構成する、福井県ツキノワグマ出没警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）を設置する。

(2) 県警戒本部は、危機事象におけるクマによる人身被害の発生拡大を防止するための対策等について協議する。（別紙6「ツキノワグマ出没警戒本部設置要領」参照）。

なお、県警戒本部の責任者が不在の場合は、危機対策基本指針に基づき、職務代理者を決定し、対策を協議する。

第4 事後対策

1 安全性の確認

- (1) 自然環境課は、市町に対し、人身被害をおこしたクマが捕獲され、人身被害のおそれがなくなった場合には、自然環境課に報告するよう要請する。
- (2) 自然環境課は、危機事象が終息した場合には、全市町および報道機関に対し情報提供を行う。

2 再発防止対策

- (1) 自然環境課は、市町に対し、人身被害があった場合には、その発生原因、および課題を整理し、再発防止策について、自然環境課に報告するよう要請する。
- (2) 自然環境課は、市町からの報告をもとに、人身被害の発生原因、および課題を整理し、連絡会において報告する。
- (3) 自然環境課は、危機事象発生時における応急対策の課題を整理し、連絡会において報告する。

3 マニュアルの見直し

自然環境課は、マニュアルの見直しが必要と認められた場合、マニュアルを改正し、その内容を危機対策・防災課に報告する。

ツキノワグマが出没した場合の対応について

出没地域・状況	出没レベル 1	出没レベル 2	出没レベル 3	出没レベル 4
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

県の対応	①県民への情報提供	①県民への情報提供 ②市町への防除対策の指導	①県民への情報提供 ②市町への防除対策の指導	①県民への情報提供 ②市町への防除対策の指導 ③対策会議の開催 ④警戒本部の設置
-------------	-----------	---------------------------	---------------------------	---

防除対策	実施体制：市町	実施体制：市町 捕獲隊	実施体制：市町 捕獲隊 自然環境課 自然保護センター 警察署	実施体制：市町 捕獲隊 自然環境課 自然保護センター 警察署 出先機関
	①正確な情報の収集、記録 ②入山者への注意喚起 ・出没情報の提供 ・単独行動の回避 ・鈴やラジオの携帯 ・誘引物の持ち帰り	①正確な情報の収集、記録 ②周辺住民への注意喚起 ・出没情報の提供 ・早朝と夕方の入山の回避 ・鈴やラジオの携帯 ・誘引物の取扱注意 ・実のなる木の林の回避 ・チラシや有線放送による注意喚起	①出没レベル 2 の場合の防除対策 ②関係機関との連携による体制づくり ③出没ルートと原因の究明 ④誘引物除去・管理 ⑤人家近くの隠れ場所の除去 ⑥定期的なパトロールの実施 ⑦児童生徒の安全確保 ⑧花火等を使用した追い払いの実施	①出没レベル 3 の場合の防除対策の強化 ・体制の強化 ・パトロール回数の増加 ・パトロール範囲の拡大 等

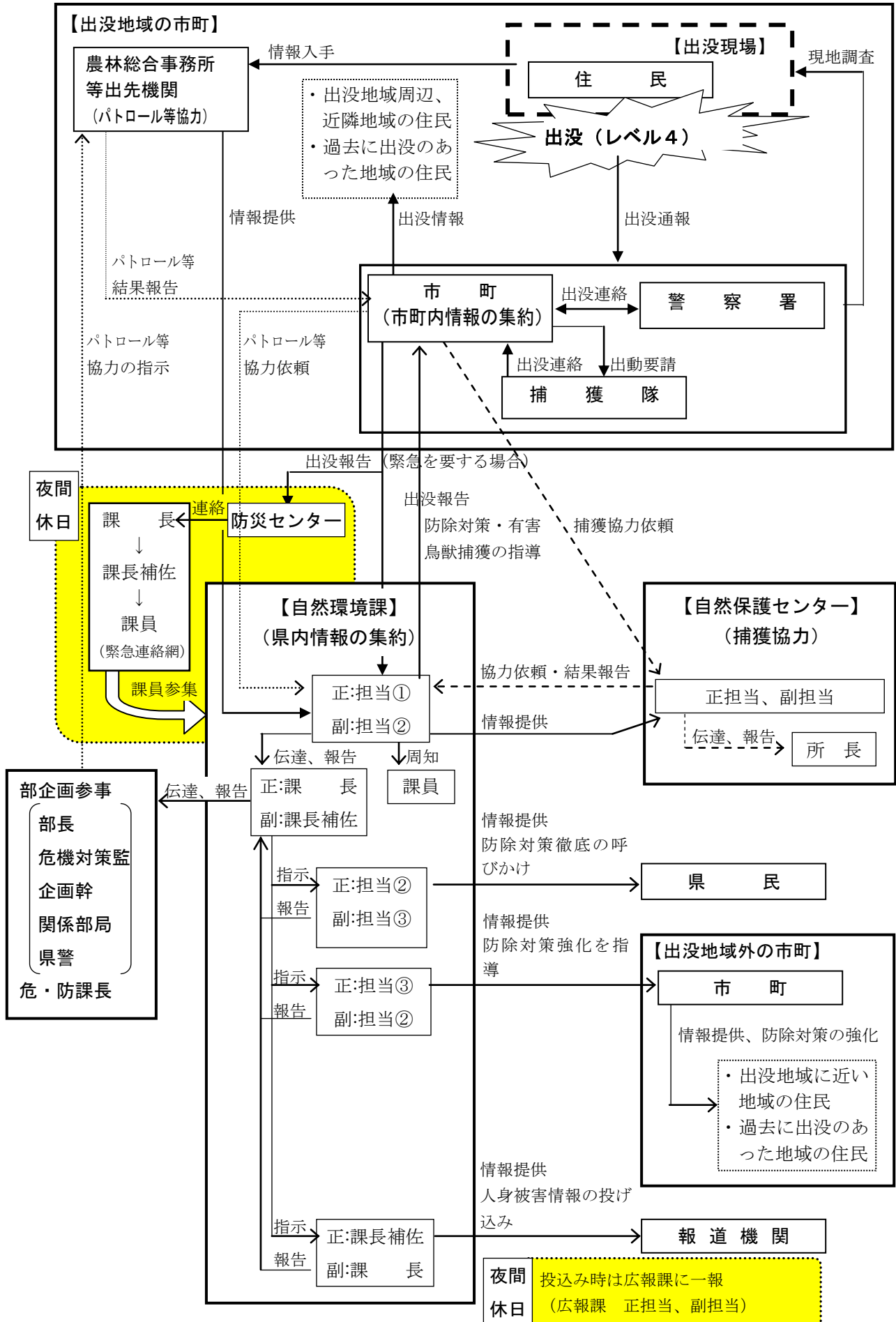
有害鳥獣捕獲	実施体制：市町、捕獲隊、自然保護センター、警察署		
	住民の要請により捕獲を検討	捕獲を検討	捕獲を検討

【平常時】

実施体制：県、市町

- ①県民への注意喚起
- ②県民への防除対策実施、出没情報の提供の呼びかけ

応急対策における対応体制【出沒レベル4】



ツキノワグマ出没対策連絡会開催要領

(開 催)

第1条 県内でのツキノワグマによる人身被害の防止を図るため、関係部局、県警、市町、関係団体を対象に福井県ツキノワグマ出没対策連絡会（以下、「連絡会」という。）を開催する。

(掌握事務)

第2条 連絡会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民への情報提供に関すること。
- (2) 市町が実施する人身被害防止対策への協力・連携に関すること。
- (3) ツキノワグマの出没予測に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 連絡会は次の構成員をもって組織する。

安全環境部危機対策・防災課長
安全環境部自然環境課長
農林水産部地域農業課長
農林水産部県産材活用課長
教育庁スポーツ保健課長
警察本部生活安全部生活環境課長
自然保護センター所長
各農林総合事務所長
嶺南振興局林業水産部長
嶺南振興局二州農林部長
各市町鳥獣行政担当課長
(一社) 福井県猟友会長

(会 議)

第4条 連絡会は自然環境課長が召集し、年1回以上開催する。

(事務局)

第5条 連絡会の事務を処理するため、事務局を安全環境部自然環境課に置く。

(附 則)

この要領は、平成19年9月10日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

なお、平成19年9月10日施行の要領は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

なお、平成25年4月1日施行の要領は廃止する。

ツキノワグマ出没対策会議開催要領

(開 催)

第1条 ツキノワグマの出没が広域にわたって同時期に多発し、かつ、活発な人間活動が見られる山里・農村部・市街地などで連続的にツキノワグマが出没することにより、人身被害が発生した場合または発生する危険性が高い場合に、関係部局および県警が連携し、各種対策を的確に推進するため、被害状況に応じ、福井県ツキノワグマ出没対策会議（以下、「県対策会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 県対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の安全確保に関すること。
- (2) 県民への情報提供に関すること。
- (3) 市町が実施する人身被害防止対策への協力・連携に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 県対策会議は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 会長は、安全環境部長の職にある者とし、県対策会議を総括する。
- (2) 副会長は、会長が必要に応じて選任する。
- (3) 県対策会議の構成員は、次のとおりとする。

安全環境部危機対策・防災課長
安全環境部自然環境課長
農林水産部地域農業課長
農林水産部県産材活用課長
警察本部生活安全部生活環境課長

(会 議)

第4条 会議は会長が召集し、議長は会長とする。

- 2 会長は、必要があると認めるときは構成員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求める。

(事務局)

第5条 県対策会議の事務を処理するため、自然環境課長を事務局長とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、県対策会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。
なお、平成17年4月1日施行の要領は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成19年9月10日から施行する。
なお、平成18年4月1日施行の要領は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。
なお、平成19年4月1日施行の要領は廃止する。

ツキノワグマ出没警戒本部設置要領

(設置)

第1条 ツキノワグマの出没が広域にわたって同時期に多発し、かつ、活発な人間活動が見られる山里・農村部・市街地などで連続的にツキノワグマが出没することにより、人身被害の発生が県全域において深刻化するおそれがある場合に、関係部局および県警が連携し、各種対策を的確に推進するため、被害状況に応じ、福井県ツキノワグマ出没警戒本部（以下、「県警戒本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 県警戒本部は、次の事項について協議する。

- (1) 県民の安全確保に関すること。
- (2) 県民への情報提供に関すること。
- (3) 市町が実施する人身被害防止対策への協力・連携に関すること。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 県警戒本部は、次の構成員をもって組織する。

- (1) 本部長は、安全環境部長の職にある者とし、県警戒本部を総括する。
- (2) 副本部長は、本部長が必要に応じて選任する。
- (3) 警戒本部の構成員は、福井県危機対策指針に定める危機対策本部業務一覧を基に、本部長が選任する。

(会議)

第4条 本部会議は本部長が召集し、議長は本部長とする。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは構成員以外の者を本部長に出席させ、意見または説明を求める。

(専門部会)

第5条 県警戒本部に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、学識経験者等で構成し、その構成員は本部長が委嘱する。

(事務局)

第6条 県警戒本部の事務を処理するため、自然環境課長を事務局長とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

(附 則)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。
なお、平成17年4月1日施行の要領は廃止する。

(附 則)

この要領は、平成19年9月10日から施行する。
なお、平成18年4月1日施行の要領は廃止する。

自然環境課 危機対策責任者等代行順位一覧

<平成27年度>

1 対策責任者（企画幹 野坂 雄二）

順位	代行者職氏名
第1順位	課長補佐 片山 博之
第2順位	自然環境保全グループ主任 西垣 正男
第3順位	自然環境保全グループ企画主査 内田 恵子
第4順位	自然環境保全グループ主事 高橋 康代

2 報道対応責任者（課長補佐 有賀 計子）

順位	代行者職氏名
第1順位	企画幹 野坂 雄二
第2順位	自然環境保全グループ主任 西垣 正男

3 その他責任者（自然環境保全グループ主任 西垣 正男）

順位	代行者職氏名
第1順位	自然環境保全グループ企画主査 内田 恵子
第2順位	自然環境保全グループ主事 高橋 康代

平成27年度 鳥獣保護法（有害鳥獣捕獲・狩猟関係） 担当者名簿										
H27.5.19現在										
市町名	所属名	所属長名	担当者		代表電話番号	内線	直通電話番号	FAX番号	担当者メールアドレス	
			職名	氏名						
福井地区	福井農林総合事務所	林業・木材活用課	北原 芳裕	主事	梅田 正治	0776-21-8213	7-80-253	0776-21-8213	0776-21-8210	m-umeda-rk@pref.fukui.lg.jp
	福井市	林業水産課	竹澤 克敏	主査	阪井 郁夫	0776-20-5111		0776-20-5701	0776-20-5752	f-sakai@ma.city.fukui.lg.jp
					寺前 佳昭	0776-20-5111		0776-20-5701	0776-20-5752	y-teramae@ma.city.fukui.lg.jp
					小形 裕介	0776-20-5111		0776-20-5701	0776-20-5752	y-ogata@ma.city.fukui.lg.jp
	永平寺町	農林課	小林 良一	主査	加藤 大介	0776-20-5111		0776-20-5701	0776-20-5752	d-kato@ma.city.fukui.lg.jp
					林 龍太郎	0776-61-1111	242	0776-61-3947	0776-61-2434	r-hayashi-51@town.eiheiji.lg.jp
永平寺支所	—	—	主査	河合 雅之	0776-63-3111	324	0776-63-3111	0776-63-1010	m-kawai-49@town.eiheiji.lg.jp	
上志比支所	—	—	主査	近藤 達宏	0776-64-2211	422	0776-64-2211	0776-64-3099	t-kondou-89@town.eiheiji.lg.jp	
坂井地区	坂井農林総合事務所	林業部	岩佐 礼三	企画主査	藤崎 晶代	0776-82-2800	7-830-285	0776-81-3223	0776-82-8134	a-fujisaki-e@pref.fukui.lg.jp
	あわら市	農林水産課	波多野 和博	主事	伊藤 文隆	0776-73-1221	252	0776-73-8025	0776-73-1350	fu-ito@city.awara.lg.jp
	坂井市	農林水産課	南出 繁和	主事	上野 貴史	0776-66-1500	813	0776-50-3150	0776-68-0440	ueno-79@city.fukui-sakai.lg.jp
	三国総合支所	地域振興課	篠崎 恵一郎	主任	廣田 利一郎	0776-82-3111	154	0776-82-8904	0776-82-6970	hirota-ni@city.fukui-sakai.lg.jp
	丸岡総合支所	地域振興課	江澤 正隆	主査	橋詰 尚幸	0776-68-0800	215	0776-68-0801	0776-67-0094	hashizume-y@city.fukui-sakai.lg.jp
奥越農林総合事務所	林業・木材活用課	源清 英樹	主査	吉田 誠	0779-65-1280	7-72-5414	0779-65-1492	0779-65-1289	m-yoshida-w2@pref.fukui.lg.jp	
大野市	農業林業振興課	齊藤 清英	主査	廣作 恵美子	0779-66-1111	1910	0779-64-4818	0779-65-1424	hirosaku.e@city.fukui-ono.lg.jp	
				勝山市	林業振興課	加藤 謙二	主幹	鈴木 守	0779-88-1111	292
南越地区	丹南農林総合事務所	林業・木材活用課	黒田 真奈美	企画主査	中瀬 しのぶ	0778-23-4961	7-75-5285	0778-23-4961	0778-21-3170	s-nakamura-0v@pref.fukui.lg.jp
	越前市	農林整備課	坂田 秀毅	主幹	海野 真	0778-22-3000	3733	0778-22-3008	0778-23-9907	m-umino-pn@pref.fukui.lg.jp
					河野 一郎	0778-22-3000	3733	0778-22-3008	0778-23-9907	kono_wd@city.echizen.lg.jp
	鯖江市	農林政策課	西村 郁夫	主事	若松 康一郎	0778-51-2200	371	0778-53-2233	0778-51-8153	Wakamatsu.Koichiro@city.sabae.lg.jp
					中田 都	0778-51-2200	6320	0778-51-2110	0778-51-2420	Nakata.Miyako@city.sabae.lg.jp
	池田町	産業振興課	山崎 政弥	主事	宮本 直輝	0778-44-6111	144	0778-44-8005	0778-44-6296	n-miyamoto@town.ikedafukui.lg.jp
	福越町	産業振興課	森 和仁	主査	田中 博之	0778-47-3000	434	0778-47-8001	0778-47-3607	hi-tanaka@town.minamiechizen.lg.jp
山田 政彦					0778-45-1111	132	0778-45-8002	0778-45-0425	kn-akazawa@town.minamiechizen.lg.jp	
河野総合事務所	河野総合事務所	山岸 健	主査	谷口 和生	0778-48-2111	132	0778-48-7705	0778-48-2054	ka-taniguchi@town.minamiechizen.lg.jp	
丹生地区	丹南農林総合事務所	丹生林業・木材活用課	高原 成年	主査	仲保 理恵	0778-34-1790	7-81-511	0778-34-2718	r-nakabo-ub@pref.fukui.lg.jp	
越前町	農林水産課	佐々木 靖郎	主事	橋 研吾	0778-34-1234	277	0778-34-8704	0778-34-1236	ke-tachibana@town.echizen.lg.jp	
嶺南地区	嶺南振興局二州農林部	林業水産課	桜谷 俊之	主事	山鼻 猛夫	0770-22-0108	7-78-85278	0770-22-0291	0770-22-3992	t-yamahana-st@pref.fukui.lg.jp
	敦賀市	農林水産振興課	大北 秀徳	主幹	増田 一条	0770-21-1111	321	0770-22-8196	0770-22-8169	ts226280@ton21.ne.jp
					村上 英稔	0770-21-1111	324	0770-22-8196	0770-22-8169	ts243842@ton21.ne.jp
					蔵 康平	0770-21-1111	324	0770-22-8196	0770-22-8169	ts255328@ton21.ne.jp
	美浜町	農林水産課	塩浜 善美	主事	中瀬 豪規	0770-32-1111	122	0770-32-6706	0770-32-6050	nakase.101@town.fukui-mihama.lg.jp
	若狭町	産業課	森下 精彦	主事	金森 大輔	0770-45-1111	2705	0770-45-9102	0770-45-9119	kanamori-da@town.fukui-wakasa.lg.jp
					加藤 章寿	0770-45-1111	2704	0770-45-9102	0770-45-9119	kato-ak@town.fukui-wakasa.lg.jp
	嶺南振興局林業水産部	林業・木材活用課	杉本 孝司	企画主査	谷口 道	0770-56-2218	7-79-5281	0770-56-2218	0770-56-2217	t-taniguchi-r2@pref.fukui.lg.jp
	小浜市	農林水産課	御子柴 北斗	課長補佐	河原 弘和	0770-53-1111	288	0770-64-6024	0770-52-1401	
					畑中 直樹	0770-53-1111	288	0770-64-6024	0770-52-1401	hatanaka-n@city.obama.lg.jp
秦 裕二					0770-53-1111	292	0770-64-6024	0770-52-1401	hata@city.obama.lg.jp	
高浜町	まちづくり課	河合 徹	主事	荒井博貴	0770-72-7705	393	0770-72-7705	0770-72-4000	arai-h@town.takahama.lg.jp	
				山下 誠	0770-72-1111	459	0770-72-7705	0770-72-4000	yamashita-m@town.takahama.lg.jp	
おびん町	農林水産振興課	反田 志郎	主査	東 幹泰	0770-77-1111	164	0770-77-4055	0770-77-1289	bazuma@town.obi.lg.jp	
安全環境部	自然環境課	野坂 雄二	主任	西垣 正男	0776-21-1111	2464	0776-20-0306	0776-20-0635	m-nishigaki-29@pref.fukui.lg.jp	
				企画主査	内田 恵子	2465			k-uchida-g0@pref.fukui.lg.jp	
				主事	高橋 康代	2465			y-takahashi-zv@pref.fukui.lg.jp	
				主査	加藤 幸洋	0779-67-1655		0779-67-1656	y-katou-k9@pref.fukui.lg.jp	
	自然保護センター	松村 俊幸	次長	中畑 正伸	0770-46-1101			0770-46-9000	kaihin-c@pref.fukui.lg.jp	
	海浜自然センター	磯辺 住夫	次長	中畑 正伸	0770-46-1101			0770-46-9000	kaihin-c@pref.fukui.lg.jp	
農林水産部	地域農業課	森川 峰幸	参事	谷口 文弘	0776-21-1111	3061	0776-20-0414	0776-20-0651	f-taniguchi-aq@pref.fukui.lg.jp	
				堀井 純子		3015			j-hori-e@pref.fukui.lg.jp	
				主任	竹内 伸一		3016		s-takeuchi-um@pref.fukui.lg.jp	
				主事	大宮 正太郎		3016		s-oomiya-ov@pref.fukui.lg.jp	
福井県警生活安全部	生活環境課	小竹原 慎二	参事	松田 日出国	0776-22-2880	5432				
(一社) 福井県猟友会		澤崎 貢	事務局長	宮下 堅司	0776-22-7206			0776-22-7206		

人身被害発生報告書

(第 報)

報 告 者		所 属	職・氏名				
		電話番号					
		報告日時	平成	年	月	日	時 分
報 告 者 の 報 告 内 容	クマによる 人身被害発 生等の概要	出没时间	平成	年	月	日	時 分
		出没时间	平成	年	月	日	時 分
		発生日時	平成	年	月	日	時 分
		発生場所 (概要)					
	被害の状況	死傷者数 人 (死者 人、負傷者 人) (概要)					
	対策本部等 の設置状況	県			市町		
	対策の 状況	防除対策					
	有害鳥獣 捕 獲						
	備考						

※ 人身被害に関する情報を入手したときは速やかに分かる範囲で記載し報告すること（確認がとれていない場合は空欄で可）。

様式 2

自 環 第 号
平成 年 月 日

各市町鳥獣保護担当課長 様

福井県安全環境部自然環境課長

クマによる人身被害の発生について

本日、 においてクマによる人身被害が下記のとおり発生しました。
貴市町においては、クマの出没による人身被害が発生しないよう防除対策を強化するようお願いいたします。

1 発生の概要

- (1) 被害の発生日時
- (2) 被害の発生場所
- (3) 被害の内容・規模
- (4) 被害発生の経緯
- (5) その後のクマの行方

2 対 応

- (1) 市町の対応
- (2) 県の対応

3 貴市町における防除対策の強化

- ・ 別紙に基づき、出没レベルに応じた防除対策を確実に実施願います。
- ・ 特に、今回人身被害のあった市町の隣接市町および管内において過去にクマが出没したことがある地域やその近辺においては、正確な出没情報を収集し、防除対策を強化するようお願いいたします。
- ・ また、貴市町において出没した場合を想定し、捕獲隊、警察署、自然保護センターとの連携による有害鳥獣捕獲体制を、予め整えておいてください。

様式 3

平成 年 月 日

報道関係各位

安全環境部自然環境課 担当者 TEL 0776-20-0304 県庁内線 2460
--

クマによる人身被害の発生について

1 発生の概要

- (1) 被害の発生日時
- (2) 被害の発生場所
- (3) 被害の内容・規模
- (4) 被害発生の経緯
- (5) その後のクマの行方

2 対応

- (1) 市町の対応
- (2) 県の対応

3 今年度のクマによる出没目撃件数、駆除頭数、人身被害の状況（ 月 日現在）

		平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	(参考)平成18年度
		出没目撃件数	件
有害鳥獣捕獲頭数		頭	2 4 7 頭
人身被害	件数	件	1 0 件
	人	人	1 0 人

様式 4

自 環 第 号
平成 年 月 日

各市町鳥獣保護担当課長 様

福井県安全環境部自然環境課長

クマによる人身被害の発生について（経緯総括）

先にお知らせしました、平成 年 月 日（ ） 時 分に発生したクマによる人身被害について、下記によりクマを捕獲しましたのでお知らせします。

記

1 捕獲日時・場所

2 今後の対応

（1）市町の対応

（2）県の対応

3 貴市町における防除対策の強化の継続

貴市町においても、出没する可能性が十分にあるため、先にお知らせしました防除対策の強化を継続して実施するようお願いいたします。

様式 5

平成 年 月 日

報道関係各位

安全環境部自然環境課 担当者 TEL 0776-20-0304 県庁内線 2460
--

クマによる人身被害の発生について（経緯総括）

先にお知らせしました、平成 年 月 日（ ） 時 分に発生したクマによる人身被害について、下記によりクマを捕獲しましたのでお知らせします。

記

- 1 捕獲日時・場所

- 2 今後の対応
 - (1) 市町の対応

 - (2) 県の対応